

Title	古代中国の民間医療(二)：「山海經」の研究
Sub Title	On the origin of the metacations in ancient China (II) : researches on the "Shan-hai-ching" (山海經)
Author	伊藤, 清司(Ito, Seiji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.3 (1970. 12) ,p.17(411)- 33(427)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19701200-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古代中国の民間医療(二)

—「山海經」の研究—

伊藤清司

第二節 動物的呪薬

獐(虚効)の呪薬

謙の毛皮

病氣予防または治療の目的で、古代中国のひとびとが身体に帯びた呪薬は植物のそれに限ったわけではない。翼望山に棲む謙という名の獸の毛皮は、邪氣・惡靈を払い、心身の消耗衰弱に効果があるとして、これを着用する習俗があつたらしいことが「山海經」に誌されている。

翼望ノ山……獸有リ 其ノ状ハ狸ノ如シ……名ヲ謙ト曰ウ 其ノ音ハ百声ヲ^{タツ}ウガ如シ 是レ以ツテ凶ヲ禦グ可シ 之レヲ服スレバ謙ヲ已ム

西山經次三

郝懿行は、右の文中にある棄の字は、「説文」にみえる棄の讃字であろう。「百声ヲ⁽⁶⁰⁾棄ウ」声とは、従つて他を圧するかまびすしい音・騒音を表現したものとみている。⁽⁶¹⁾ところで、謙という文字は本来、喧噪の意味をもつ。とするならば、翼望山のこの獸に与えられた謙という名(「太平御覽」に引く文では、謙⁽⁶²⁾)は、そのかまびすしい啼き声に由來したもの

であると推測される。⁽⁶³⁾ そして、おそらく、その耳を聾せんばかりのわめき声が、邪氣・悪靈を退散させる威力をもつものとされていたにちがいない。

この翼望山の譙とよく似た動物が、譙明山や陰山の山中にも棲んでいた。これらは同じく魑魅のたぐいを禦ぐものと信じられていた。その獸について、まず北山經に、

譙明ノ山……獸有り 其ノ状ハ貆ノ如クニシテ赤キ豪アラグアリ 其ノ音ハ榴榴ノ如シ 名ヲ孟槐ト曰ウ 以ツテ凶ヲ禦グ可

シ

とあり、また西山經には、

陰山……獸有リ 其ノ状ハ猩ノ如クニシテ而カモ白キ首ナリ 名ヲ天狗ト曰ウ 其ノ音ハ榴榴ノ如シ 以ツテ凶ヲ禦グ

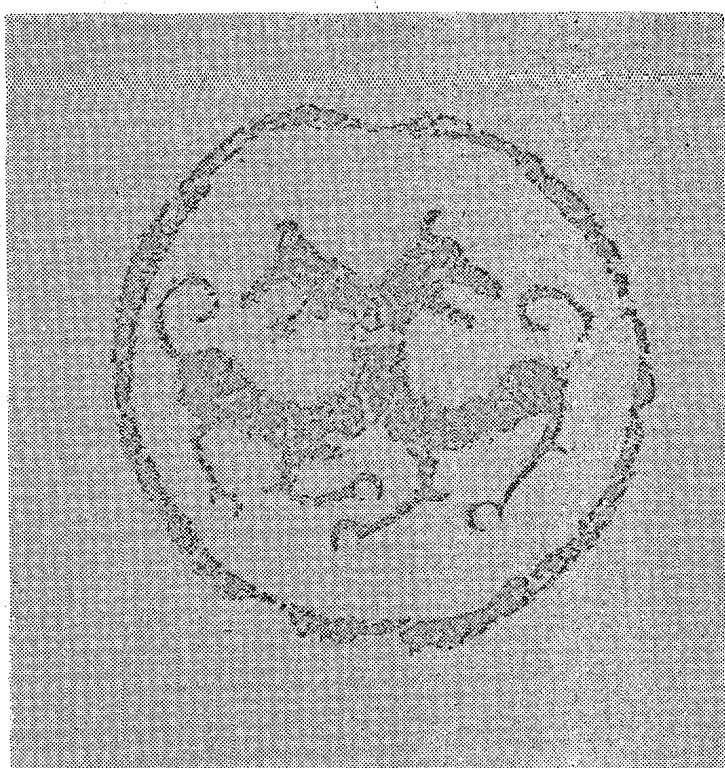
可シ

と誌されている。これによれば、孟槐と天狗とは譙と同じく、その吼えたてる声がけたたましく、それにおののき怖れて、凶鬼も退散するものと信じられていたのであろう。この三者は同一の獸ではないが、しかし、全く異なつた眷族の動物でもないらしい。というのは、陰山の天狗について「太平御覽」に、右の西山經の文が引かれているが、その一書に、この獸の姿が「狗ノ如シ」という。⁽⁶⁴⁾ 犬に似るから天狗というよび名がついたわけで、この一書の方が、理屈に叶っている。また、「爾雅」の釈獸に、

狼ハ牡ヲ獾、牝ヲ狼。

とよぶといわれ、さらに、獾の姿はあたかも家犬のようで、喙が尖り、脚が短いと描写されている。⁽⁶⁵⁾ 蜀地方の方言で、獾を天狗とよぶ伝統のあることは、それが明の李時珍の提示する資料ではあっても、獾と天狗の関係を示唆するデータである。⁽⁶⁶⁾ このようにみてみると、獾（譙）と天狗と、そしておそらく、「其ノ状ハ貆ノ如シ」と形容される孟槐も、犬狼系統

の四足獸のイメージがつよい。従つて、西山經・翼望山の讐はその属性の一つとして、「一目ニシテ而カモ三尾ナリ」と描写されてはいるが、それはこの山の獸を神秘化し、伝説的彩色を施しているのであって、もともと、ヤマイヌ・オオカミのたぐいの山獸が母胎となっているものにちがいない。



第一図 秦瓦当上の双獾紋

去年、「山海經」の地域区分からいえば、まさしく西山經に包含される陝西省鳳翔県南八里堡の秦大鄭宮の遺跡から、讐の実相をうかがいしる上に、まことに恰好な一資料が出土した。そこで発掘された瓦當の中に、第一図⁽⁶⁷⁾のような二匹のイヌらしい動物紋が見出される。報告者はこれを「双獾紋」なりと記録している。

そう命名した根拠が明らかでないから、充足の資料ではないとしても、闊目し、大きい口をあいて吠えているらしいこの図柄は、この動物紋にこめられた当時の意味を忖度させるに足るものがある。おそらく、双獾紋は鬼瓦のその鬼面紋のように、屋舎の内を窺い侵そうとする悪鬼・罔兩を威嚇し撃退しようと願うひとびとの呪術であったと推定されるのである。そうして、それとともに、このような呪的民俗と、西山經・翼望山の讐についての伝承は、共通の信仰的基盤に育つたものであろうと想像されるのである。

磔犬の習俗(「史記」秦本紀)をはじめ、イヌあるいはそのミニアチアを用いて不祥を払う土俗は、古代中国社会にずいぶん多かつた⁽⁶⁸⁾。イヌの尾を馬の胸に懸けて邪氣を払い、馬のおびえてあはれるのを防ぎ、あるいは、イヌの牙を同じく辟

邪の目的のために佩服するなどの後世の習俗⁽⁷⁰⁾も同じマジックであった。

イヌやオオカミの皮と同じく、ヒツジ類もまた、辟邪の呪力をもつものとして、これを佩用する習俗があつたことが「山海經」にみえている。すなわち、南山經次一に、

基山……獸有り 其ノ状ハ羊ノ如クニシテ九ツノ尾・四ツノ耳アリ 其ノ目ハ背ニ在リ……

とし、さらに、その効用について、

之レヲ佩スレバ畏レズ

と誌されている。その奇妙な動物の名は**狛訛**（**阨**⁽⁷¹⁾）と呼ばれたが、これは「玉篇」などに、ケモノ偏をヒツジ偏に替えて、**縛**の文字で収録しているものと同じ動物であるが、さらに、その縛については、「廣雅」釀獸が、吳羊犧、すなわち、江南地方における去勢羊に対する呼び名であるといつてはいるものの、基山の**狛訛**は一種のヒツジそのものであつた。ただし、四耳・九尾（「集韻」は無尾と誌す）で、しかも記載どおり、背中に目があるとすれば、それははなはだ不可思議で、現実に基山の山辺で草喰むヒツジとは考え難くなるが、しかし、それは誤解ないし誇張が加わっての伝承であつた可能性がある。この種のヒツジの目の位置がほかの動物とやや異つており、たとえば、それが邪視の俗信がそうであるように、その特異な目に、ひとびとは威力を感じいたのでなければ、警見して脊の部分に目であると錯覚させるような斑紋の類があり、それに辟邪の効力を見出していたのかもしれない。実は、郭璞もすでにそういう疑問を抱いていたらしく、「山海經図讚」に、その不思議な眼について、

眼ハ乃チ脊ニ在リ。之レヲ視レバ則チ奇ナルモ、之レヲ推セバ怪無シ。若シ恐レザラント欲スレバ、厥ノ皮ヲ佩ス可シ。

と述べている。これは背部にある斑毛を望見して眼と見まちがう可能性のあつたという後者の仮説と軌を一にする見解で

ある。とにかく、そういう特異な「眼」をもつこのヒツジの毛皮を佩用することによって、悪氣を祓禳せんとする民間習俗が、基山地方の村里に行なわれていたのである。

ヒツジに関する「説文」の字解の中に、

夏^{クロイヒツジ}羊ノ牡ヲ殺ト曰ウ。 (四篇上)

とあり、同書の別の項に、殺と似た殺字を解説して、

或イハ説ウ、城郭市里、羊ノ皮ヲ高ク懸ク。入ルベカラズシテ而カモ入ラント欲スルモノ有ラバ、暫ク下グ。以ツテ牛馬ヲ驚カスヲ殺ト曰ウ。 (三篇下)

と述べている。これをうけて、殺とは咄、すなわち、牛馬を驚き怯えさせる声の意味とする段注の敷衍を非として、朱駿声は、これはその呪力ある羊の皮を懸ける竿のことであるといつていて、「説文通訓定声」殺字が示偏を伴なう文字である点からも、朱の解説の方が適当に見える。

とにかく、都邑・村里を問わず、ある種のヒツジの皮を高くかかげて、招かざるもの侵入を禳おうとする呪術が、少なくも漢代にはあつたわけで、これらの習俗は、いざれも特定の動物に尋常でない超自然力をみとめ、それにあやかって邪鬼の蠹害を避けられるものと信じていたひとびとの信仰からでたものであろう。

ヤマイヌ・オオカミ類の毛皮を避邪の目的で用いていた例は、「山海經」の別の篇にも誌されている。それは、西方の天帝山に棲む谿辺という難解なよび名の獸に関する記事であつて、これも

……其ノ状ハ狗ノ如シ……其ノ皮ヲ席ケバ蠹セズ

といわれた。

山に入るもの——近年の登山家もその例にもれない——が、イヌの皮ヲ臀部につるすのも、その源流は深山幽谷に巣喰

う妖怪・邪鬼を払除せんとする呪術にあつたのではないかと考えられるのであるが、さらにいえば、ヤマイヌなどの毛皮は治病にも用いられていたらしいのである。これは疫病が悪靈・疫鬼の仕業によつておこると考えていた時代には、ありうべき治療法である。往年の巨漢横綱・朝潮闘が足腰を痛めて大相撲休場の折に、坐臥にヤマイヌの毛皮を敷いたといわれるが、日・中の民間医療の書籍にも、極寒にはオオカミの皮を敷きものとせよと教え、とくに冷痺の人の脚足を包むに特効ありと記している。それが冷えの症状に効くのは、「久しく敷けば、暖まり過ぎて、瘡を生ず」⁽⁷²⁾るほどであるからだというのが、かつての通説のようであるが、そういう説明は後次的なもので、もともとは、西山経に書かれているような、蠱惑を防ぐ呪力を、その中に認める信仰に淵源したものではなかつたかを検討してみる必要があろう。

翼望山の謹を用いての民間医療は、後世のそれとその適応症状にちがいがあつても、病いを悪靈・邪鬼の仕業によるものとみた素朴な疾病觀に根ざす点においては同じであつた。上述のように、西山経によれば、翼望山地方のひとびとは謹の毛皮をもつて凶邪を禦ぎ、またそれを身体に佩びて、瘡の病いを癒そうとしたのである。郭璞はこの瘡は黄瘡病のことであるという。瘡の音は旦で、瘡に通じるからの注解であろう。しかし、「説文」には、この瘡とは別に疽の字解があるので、この方が黄病、つまり黄疸を指すのである。瘡とは正しくは虚勞、すなわち労病のこと（「説文」・「爾雅」釈詁）で、余雲岫は、これは特定の疾病的名ではなく、過労などのため心身の消耗衰弱状態、今日いうところの神經衰弱性反応を指すものとみている。⁽⁷⁴⁾精神喪失し、放心虚脱の状態に陥るとき、それを邪靈・疾鬼の仕業と考えたひとつが、謹の毛皮の一部を患者のからだに帶びさせて、その擊退をはかつたのにちがいない。

聾疾の呪薬

旋 龜

「礼記」が、理想の人君たるものとして、身体障害で苦しむ人民を、よろしく保護すべしと列挙した不具廢疾者の中に、啞や耳聾に悩むものが含まれている。⁽⁷⁵⁾ ただし、「礼記」の内容は、むしろ政治の理想を語つたものにすぎず、實際は、かれら不自由な体の持ち主にさしたる待遇・保証があつたわけではなく、その器に応じた職につかせしめよといふにすぎない。現実は聾啞に苦しむ不幸なひとびとが、その不具ゆえに悲しい孤独の日々を送らざるを得なかつたから、それらを患うひとびとは、八方手を尽し、財あるものはその財を散じても、その治癒・回復を願うのは、昔も今に変らぬ人情であつた。

瘡聾ノ病アル者ハ、家ヲ破ルト雖モ、医ヲ求メ、其ノ費ヲ顧ミズ。(「淮南子」泰族訓)

とは、漢代はじめ頃のそうした人情を語つたものであるが、ただし、當時、果して、啞や耳聾を治すどんな医術が行なわれていたのか。それは詳しく知る術もない。

ところで、漢初よりさらに昔も、中国各地の村里には、聽覚の諸障害に難渋するものが少なくなつたらしく、それに対して、種々の治療法のあつたことが、「山海經」には伝えられている。たとえば、山西省の祁と沁源の県境地方では、陰山の山中に生える彤棠という赤い木の実が、耳聾に薬効があるといい、また、陝西省渭水盆地の東南に当る華県の西南地区では、聾疾を患うひとびとが、符禺山の山上にある文茎の木の実を採つて、その不自由を癒そうとしていたことを、西山經および中山經が誌している。⁽⁷⁶⁾

ところが、南山經次一によれば、怪水・憲翼水の流域地方では、黒い川龜が耳聾の薬物として捕獲されていたという。

杻陽ノ山……怪水ハ焉コヨリ出デテ東流シテ憲翼ノ水ニ注グ 其ノ中ニ^ヲ亀多シ 其ノ状ハ亀ノ如クニシテ鳥ノ首・虺ノ尾ナリ 其ノ名ヲ旋亀ト曰ウ 其ノ音ハ木ヲ^[サ]判クガ如シ 之レヲ佩ビレバ聾セズ 以ツテ底ヲ^[ナオ]為ス可シ

旋の意味するところは不明だが、あとでふれるように、旋亀の名が中山経にもあるから、旋亀は杻陽地区の方言ではなく、ある種の黒い亀に対する呼び名であつたらしい。「抱朴子」に、丘陵に棲む亀（摂亀または陵亀）を身体に佩びて、蝮蛇の害を避ける呪術のあつたことが誌されており⁽⁷⁷⁾、唐・宋時代の本草書に、璫瑁を佩用すれば、蠱毒から避けられ、妊婦が臨月に、ある種の亀を帯びれば、お産が軽くなると誌されている⁽⁷⁸⁾。こうしたカメの呪的諸用法のあつたことを知れば、それがなぜ聾疾に効くとされたかの詮索の如何にかかわらず。杻陽の村々で、聾には旋亀を佩びよと伝えられてきたのは、それに呪的効能を信じての医療慣行であつたとみとめられるのである。なお、カメが耳疾薬として用いられた後世の薬法に、つぎのような用い方がある。それは聰耳（耳鳴り）に悩む折は、石亀の尾を陰乾しにし、その粉末を外耳道に入れよ、また、難聴に苦しむ者は、カメの尿を耳中に滴入すべし、ともに妙効ありとされる⁽⁷⁹⁾。こうしたカメの医薬的用法は、おそらく、カメを呪物として佩用する山経時代のそれと、系列を等しくするものかもしれない。

カメを体につける同じような医療呪法は、洛水の北側、河南・新安県地方⁽⁸⁰⁾にも行なわれていたらしい。中山経次七の密山の条に、つぎのような記載がある。

……豪水ハ焉コ（密山）ヨリ出デテ南流シテ洛（水）ニ注グ 其ノ中ニ旋亀多シ 其ノ状ハ鳥ノ首ニシテ鼈ノ尾ナリ
其ノ音ハ木ヲ判クガ如シ

この条文に描写されている旋亀の属性は、上掲の南山経・紐陽山・怪水のそれとほとんど一致する。ただその薬的効用についての記載を欠いているのは、怪水の旋亀の呪的用法と同じであるためであろう。周知の草木鳥獸の属性や、既出と同一の效能については、その重複をさけて省くのが、山経の一つの記述形式であることは別の機会にもいった⁽⁸²⁾。従つて、新

安地帯にも、旋亀という名のカメを捕え、聾病を治し、あるいはまた、「底ヲ為ス可ク」、これを佩用する民俗が行なわれていたと推定されるのである。

なお、「底ヲ為ス」とは、「猶オ病イノ愈ル」ことであると郭璞は注している。とすれば、底はおそらく病の謔字であろう。というのは、「爾雅」釈詁に底の字があり、「詩經」小雅・白華の

我ヲ底ワセ俾ム。^{フタヲ}

同じく何人斯の

我ヲ祇ワセ俾ム。^{フタヲ}

の底・祇は、ともに毛伝に「病ナリ」とする。「説文」にも、底は

病ノ翅カラザル。^{スカナ}

の意、また、「爾雅」の釈文には、孫炎を引いて、滯之病、すなわち、久しきに及ぶ疾病とし、また、
底ハ本 痘ニ作ル。

という。いずれとしても、余雲岫の説くように、これは疾病的専名ではないらしい。⁽⁸³⁾ とすれば、カメを瘧疾の病人の寝床に懸けて、病氣の治癒を祈る風習があることを陳藏器が報告しているが、⁽⁸⁴⁾ 同様に旋亀は聰覚障害だけではなく、ひろく病気払いのまじないともされたのである。

夢魔の呪薬

鶴鸚の羽毛

「逸周書」王会に、北方の都郭族が中国の朝廷に奇鶴鳥を献上したことをのべ、その鳥は⁽⁸⁵⁾

頭ハ雄雞ノ若シ、之レヲ佩ビレバ、人ヲシテ昧サザラシム。

と解説している。その奇鶯はつぎに示す「山海經」に誌された鵠鷀のことではなかろうかと、朱石曾・小川琢治らはいいう。

翼望ノ山……鳥有リ 其ノ状ハ鳥ノ如シ 三首・六尾ニシテ善ク笑ウ 名ヲ鵠鷀ト曰ウ 之レヲ服スレバ人ヲシテ厭ワザラシム

この鳥が頭を三つももつ異形であるという理由で、鵠鷀——そして「逸周書」の奇鶯の記述をまったくのフィクションとしてしまうのは適当ではなかろう。これらはすでに伝説的な色彩を帯びた存在であることは確かであるとしても、上の伝承は、ある種の鳥の羽毛を佩びれば、悪夢に厭^{うな}されずにすむという俗信の存在を語つたものであると考えられる。

実は「逸周書」の奇鶯の鳥を連想させる山鳥が、河南省河南・新安県界⁽⁸⁶⁾の渓谷に棲息していたことを「山海經」が記している。

鬼山……其ノ西ニ谷有リ 名ヲ蘷谷ト曰ウ……其ノ中ニ鳥有リ 状ハ山雞ノ如クニシテ長キ尾アリ 赤キコト丹ノ火ノ如クニシテ而カモ青キ喙ナリ 名ヲ鵠鷀ト曰ウ 其ノ鳴クヤ自カラ呼ブ

そして、

之レヲ服スレバ昧サレズ

といわれる。鵠鷀は山谷に棲む羽毛のカラフルな鳥で、その名は美声をあげてさえずるその啼き声に由來した擬声語らしい⁽⁸⁷⁾。畢沅が比定しているように、この鳥が果して鵠鷀⁽⁸⁸⁾であるかどうかは別としても、とにかく、蘷谷の鵠鷀は架空の鳥ではあるまい。泰室山麓の邑里では、葦草を頭髪にかざし、あるいは、その実を衣裳に縫いこむなどして、ひとびとが邪氣を避け、昧、すなわち、夢魔の責め苦からのがれようとしている⁽⁸⁹⁾。また、飛鳥・飛虫の羽毛を帶びて、雷を避け、あるいは

は、鳥の羽をつかって安産を祈るまじないが、古代の中国社会に行なわれていた。⁽⁹⁰⁾ 降つて、「春秋繁露」に、

鶴ノ羽ハ昧ヲ去ル。(郊語篇)

というのも、禽鳥の羽毛に呪的効能をみとめた民俗を伝える一例で、しかも、それは鶴鷗などのそれと同じく夢魔の払除に用いられたものであった。

河南・新安地方で、鳥羽を、惡鬼による夢中の呻吟除けのために身に帯びたのに対し、同じ河南省の南陽の地⁽⁹¹⁾では、疫病除けのまじないに鳥を用いたと、同じ中山經に誌されている。おそらく、流行病が蔓延するとき、あるいは、春耕に先立つ初春などの節日に、ひとびとは董理山の山中にたち入つて、“Ch'ing kēng, Ch'ing kēng”ともえざる青い羽毛の鳥を捕えたのであろう。そして、多分、この防疫鳥の羽毛をとり、身体の一部に帯びて、まじないとしたのであろう。

董理ノ山……鳥有リ 昔ノ状ハ鶴ノ如クニシテ青キ身・白キ喙・白キ目・白キ尾ナリ 名ハ青耕 以ツテ疫ヲ禦ク可シ
其ノ鳴クヤ自カラ叫ブナリ

癒疾の呪薬

沛 育

南山經次一には、招搖山から源を発して西に流れる麗霧水という川に、育沛が多いと誌されている。ただし、この育沛とは水棲の鳥獸・亀鼈のたぐいか、水草類か、あるいはまた、玉石の一種か、さすが博識の郭璞も未詳とするのみであり、郝疏も全く沈黙しており、その実体は皆目わからないが、南山經はその効用にふれ、これを採つて、

佩スレバ癒疾無シ

とのべており、同水の流域地方では、これを防疾のまじないとして重用していたことがしられる。

ところで、**瘕疾**とは「女ノ病」〔説文〕、すなわち、婦人科系の疾病である。⁽⁹²⁾ 余雲岫は「素問」骨空論篇第六の女子帶下**瘕聚**

「靈枢」水脹第五七の

石**瘕**ハ胞中ニ生ジ、寒氣ハ子門ニ客ドリ、子門ヲ閉塞シ、……状ハ子ヲ懷ケルガ如シ。月ノ事ハ時ヲ以ッテ下ラズ。皆ナ女子ニ生ズ。

の文をひくなどして、**瘕**の病気をもつて、婦人病、今日の子宮腫瘍を指すものと推定している。⁽⁹³⁾ しかし、さらに余雲岫は、**瘕**とは女性器に生じる腫瘍の意味から引申して、男女の性別を問わず、腹中に結塊の生じる病状全般を指すとも説いてい
る。⁽⁹⁴⁾ 郭璞が、

瘕ハ蟲病ナリ。

と注解しているが、これは余雲岫の説く後者の解釈に近い。

回虫が涌き、そのために腹中に結塊の生じたような吐氣・煩悶などの症状を呈する患者を治療した臨床例が、「史記」扁鵲倉公列伝に収録されている。「竜魚河図」に、

犬狗魚鳥、孰（熟）サズシテ之レヲ食エバ、**瘕**痛ヲ成ス。⁽⁹⁵⁾

とあるように、腹中に虫の涌くのは、主として生肉を食べる結果である。回虫についての医学知識は少なくとも漢初には、かなりひろくいきわたっていたらしい。⁽⁹⁶⁾ 漢の河間王（惠王？）が患った**瘕**の病気も、このような原因の疾患であった。このとき王は、玄俗が調剤した丸薬を買い求めて、これを服飲すると、たちまち、蛇のような回虫十数匹がくだつて、病いも癒えている。⁽⁹⁷⁾ 漢初の名医・倉公の診察した臨淄氾里にすむ薄吾という名の一女性の重病も、寄生虫による疾患であった。蟻虫のため腹がふくれて、瀕死の彼女に、倉公が芫華を一服のませると、みるみる蟻虫が五・六升もくだつてでたと

いう。⁽⁹⁸⁾

こうした医学知識が、すでに先秦の世にもあったのかもしれない。しかし、「山海經」によれば、さきにふれたように、麗曆流域の村々では、瘧の病気の予防ないし治療のために、水辺に沛育を採つて、これを腰などに佩びたのであつた。それは子宝を願う婦人たちの民俗であつたのか、忌ましい寄生虫が体内に巣喰うことを怖れるひととのまじないであつたのかは、しるすべもないが、殺虫・下剤の薬物を盛つて、患者に与えた漢代の医師のそれとは異なつて、そこでは、沛育の呪力によって悪疾を避けようとする呪術的医俗が行なわれていたのである。

註

(60) 郝懿行「山海經箋疏」

(61) 「説文」に、謹、譁也。という。「礼記」に、鼓鼙之声、

謹。〔楽記〕「荀子」に、百姓謹致。(疆国)など、用例多し。

(62) 「太平御覽」卷九一三に引く翼望山の項の記事は、經文と
ほぼ同文であるが、

……名謹謹……是可以御凶

とあり、同じく卷九一三の引用文は、

翠望之山亦作玉翠山有獸狀如狸一目二尾名曰原 音(其力?)

音奪衆声_{言能作百種声}可以禦凶也

とある。上掲の謹の郭璞注に、

音歛或作原。

という。謹・謹謹と原とは、もともと同一の存在であろう。

(63) 李時珍「本草綱目」卷五一 謹の項を参照。

(64) 「太平御覽」卷九一三の文はつぎのとおり。

陰山 潶谷之水出焉 有狩狀如狸_{或作狗} 白首 名曰天狗 可以禦凶

(65) 「太平御覽」卷五一 謹の項に、

……形如家狗而脚短

という描写がある。

(66) (63)に同じ。

(67) 陝西省博物館編「秦漢瓦當」(北京・文物出版社 一九六五年)第五図

(68) 「秦漢瓦當」((67)参照)の第五図に、

「秦漢瓦当文字」をみよと注記しているが、同書は未見のため、委細不明。

(69) 凌純声「古代中国及太平洋区的犬祭」(中央研究院「民族学研究所集刊 第三期 一九五七年 台湾)所収に事例が多い。

(70) 「神農本草經」卷下 狼牙の項

「飲膳正要」(「本草綱目」卷五一 狼の項による)

(71) 郭注に、
「虺」一作虺。

とある。なお、「山海經箋疏」の郝の注解を参照せよ。

(72) 梅村甚太郎「東邦藥用動物誌」十四頁

宋・蘇頌の「國經本草」に、
「璫瑁……生佩之辟蠱毒。」

(73) 「説文」广部に、
「說文」广部に、

「獞」一作獞。

「爾雅」釈註に、
「獞、勞也。」

「詩經」大雅・板に、
「下民卒獞」

毛傳は、「獞、病也。」

という。心身の消衰の様をいうか。

(74) 余雲岫「前掲書」十七～十八頁

(75) 痞・聾・跛・聵・断者・朱儒・百工各以其器食之。(「禮記」
王制)

(76) 陰山……其中多形棠 其葉如榆葉而方 其實如赤菽 食之
已聾 中山經次一

符禹之山……其上有木 名曰文蒼 其實如棗 以可已聾

西山經次一

とあるのを引き、密山を新安県内の山名とするによる。

(82) 本稿第一節(「史學」四二一卷四号)・拙稿「中國古代の懷姪
呪術その他——「山海經」の民俗学的研究——」(泰山文物社
「中國学誌」第七本に掲載予定)

(83) 余雲岫「前掲書」

(77) 摂龜尾「主治」佩之辟蛇抱朴子(「本草綱目」卷四十五によ
る。)

(78) 唐・陳藏器の「本草拾遺」に、
鷄龜……婦人難産、臨月佩之。

底・底はもちろん、底の音通假借文字である。なお、底は底
にも通じる。胝は皮の厚きさま(「廣韻」)。従つて「底ヲ為ス」
とは、手足などに生じる胼胝 *Tylosis* を癒すことではないかと

(79) 「集韻」に
「聰」 聰聰、耳垢也。
という。耳垢の固詰のための難聽の意かとも解釈されるが、同
書に、

「聰一曰耳聴。」

という。これによつた。

(80) 「救民要藥」・「秘錄」(ともに梅村甚太郎「前掲書」二七六
頁による) および「本草拾遺」(「本草綱目」卷四五 龜の項に
よる。)

(81) 畢沅は郭注の今滎陽密縣亦有密山、を疑非也。とし、「水
經注」に、
洛水東逕九曲南……又東与豪水會、水出新安縣密山、南流歷
九曲東而南流入于洛。

いう。確証はないが、ここでは、伝統的解釈と、後文にみえる「本草拾遺」が記載する治病呪術から、底の疾病説をとった。

(84) 陳藏器「本草拾遺」

鼴龜……老瘧發作無時、……懸於病人臥處。

(85) 原文は

都郭生生 欺羽生生若黃狗、人面能言。奇幹善芳、善芳者頭若雄雞、佩之、令人不昧。

孔・王・何の三氏は都郭と奇幹を種族名と解しているのに対し、朱石曾は奇幹と善芳を同格とし、奇幹は奇餘鳥の意であろうとし、「逸周書集訓校釈」小川琢治は、原文に譯字衍文があるための誤解であるとし、つぎのように本文の訂正すべきことを提示した。「支那歴史地理研究続集」東京・弘文堂 昭和四年 七九頁)

都郭生生鵠鵠、生生若黃狗、人面能言。
鵠鵠善笑、頭若雄雞、佩之、令人不昧。

ここでは、これに従つた。

(86) 山當在河南河南縣西。隋地理志新安有魏山、有孝水、魏鹿

音同也。新安与河南接境。(畢沅「山海經新校正」)

(87) 「其鳴自呼」とは擬声語の意味である。これについては、拙稿「山川の神々——(2)「山海經」の研究」(「史學」四二卷三号)をみよ。

(88) 「山海經新校正」漉山の条

(89) 拙稿「古代中国の民間医療(1)」第一節 植物的呪薬の夢魔

古代中国の民間医療

の呪薬の項(「史學」四二卷四号)

(90) 翰次之山……有鳥焉……曰橐翟……服之不畏雷
螽斯の羽根を懷妊、または安産のための呪物として佩びる習俗については、拙稿「中国古代の懷妊呪術その他——「山海經」の民俗学的研究——」参照のこと。

(91) 畢沅によれば、中山經次十一に含まれる四十八の山岳は、すべて河南陝州南陽府所。

(92) 「玉篇」に、癪を久病、畢沅・郝懿行はともに、「山海經新校正」・「山海經箋疏」に注疏して、「久病」としているが、久病の

久、蓋女之壞字。

とみる余雲岫の見解は妥当であろう。(余「前掲書」(一三〇頁))

(93) 余雲岫「前掲書」一二九～三〇頁

(94) 余雲岫「前掲書」一三〇頁

(95) 「史記」扁鵲倉公列伝の正義に引く。

(96) たとえば、「史記」倉公伝に、斉の丞相の舍人に使える奴僕は、飲食が喉を通らず、やがて血を泄らして死ぬが、この病氣を、名医の倉公が脾の氣を損じた不治の病いと診断したのに対し、当時の多くの医者は、「以為大虫」、すなわち、蛔虫による疾患であるとみたてている。

(97) 劉向「列仙伝」卷下

(98) 「史記」倉公伝。なお、荒華については後述。

西山経次

(四二五) 三一

疾病の原因を死靈・精靈など超自然的存在の体内侵入、ないしはそれらの仕業とみる疾病觀は、未開社会や古代世界にはほとんど普遍的にみとめられる。中国の先秦時代においても同様で、そのような宗教的な疾病觀念がひろくゆきわたつてゐた。殷の武丁の耳の疾病的的原因は、彼の祖父の弟に当る南庚の死靈にあつたといわれる⁽⁹⁹⁾。降つて、春秋の世にあっても、ひとびとは疾病を疫鬼・厄病神の仕業と信じていたことは、すでにのべたとおりである。⁽¹⁰⁰⁾ 疾病の原因について、このような animistic な觀念を抱いている社会では、病氣の処置や治療、あるいはその予防のために、そうした眼にみえざる存在からの干渉・影響を断ち、それを体内から追い払う方法がとり行なわれている。こうした呪術的

療法としては、針鍼・燻蒸・按摩や呪文吟唱などがあつたが、呪物をからだにつけることもまた、呪的医術の一つの有力な方法であつた。

海南島僚族の医療



第二図

「山海經」山經五篇は、中国各地で行なわれてゐた約二十数条のこうした呪術的医療習俗を収録している。「山海經」によれば、その際に用いられる「呪薬」は、草木のそれと動物のそれと二類に大別される。それらが医療上の呪物とされる事由については、「山海經」は直接言及しておらず、委細不明であるが、たとえば、あるものはそれが放つ芳香により、あるものは百声を奪うばかりのその咆哮によるものであつたためらしい。そして、それらの呪物の用い方にさまざま方法があつたらしいが、おおむね、服と佩、すなわち、衣裳に縫いつけるなどして、肌に近くつけるやり方と、体に吊り上げる方法とに二分される。具体的には、それら呪物を、あたかも朱萸の房を頭にかざすように、頭髪にさしもし、また、艾草を「要ニ盈ツ」⁽¹⁰¹⁾ るように、腰部

に吊りもさもしたであらう。第二図は、金閥丈夫博士の教示・提供による海南島**僚**族の医療習俗の一資料である。これは一九四二年五月、同島・重合盆地での同博士のスケッチで、僚族は胸と脊の痛むとき、ブハラー Buhalah とよぶ植物の葉を、図のごとくに腹および脊中に布帶でつけるといふ。これはまことに、「山海經」のいう「服」のやり方であらう。山經のべての呪的植物や動物性呪薬を「服スル」ということの中には、僚族のこのような方法をも含んでいたのかかもしれない。

いずれにしても、山經の詠すしのような古代中国の医療習俗は、きわめて呪術的であり、しかも、それぞれ地方色をもつて各地に行なわれていたことが推察される。「山海經」の収録するこのような民間医療は、中国医学のもつとも初期的な姿の一面を伝えるものであった。(未完)

註

- (99) 胡厚宣「殷人疾病考」(「甲骨学商史論叢」一九四四年所収)
- (100) 抽稿「山川の神々」——「山海經」の研究——第三節疫癪の神(「史学」四二巻一號)
- (101) Sigerist, H. E. "A history of medicine. Vol. I. primitive and archaic medicine." (1951) p. 191 ff.
- (102) 本稿第一節・第二節にあげたもののほかに、懷妊・墮胎・避妊の目的で、動物性呪物を佩帶する例が數例ある。抽稿「中國古代の懷妊呪術その他——「山海經」の民俗学的研究——」を参照せよ。